

緊急事態宣言から2週間を迎えて

4月7日の緊急事態宣言の発令から2週間を迎えました。この間、県内の新型コロナウイルス感染症患者数は229名（7日）から524名（20日）と約300名増加し、依然として連日、感染者が確認されています。

感染拡大防止のためには、接触機会の最低7割、極力8割低減を目指さなければなりません。まさに今が、感染拡大に歯止めをかけられるかどうかの瀬戸際です。緊急事態措置期間は5月6日まで続きますが、県民の皆様には、引き続き、さらなるご協力をお願いします。

1 県民の皆様へ

(1) 外出のさらなる自粛

今一度、自らの行動の責任を自覚し、生活の維持に必要な場合を除き、**みだりに居宅等から外出しない**ようお願いします。

帰省、旅行、会合のほか、夜の繁華街への外出を控えることをお願いします。

特に、**大型連休期間には、府県をまたいだ移動や観光施設等への外出の自粛**を強くお願いします。

(2) 「3つの密」の回避

食料・医薬品・生活必需品の買い出し、事業継続に必要な最小限度の職場への出勤、屋外での運動、散歩等は自粛の対象とはなりませんが、これらの場合も、周りの人と一定の距離をとるなど、「3つの密」の回避に留意してください。

(3) 社会的機能を支える方々に対する理解とDVや虐待等の防止

医療や食料品販売等の従事者など、社会的機能を支えている方々に対して感謝するとともに、いわれなき誹謗中傷を行うことがないよう、ご理解とご協力をお願いします。

また、生活不安・ストレスによる配偶者や子ども等への暴力（DV）、高齢者や子ども等への虐待などの防止に努めてください。

2 事業者の皆様へ

(1) 休業の要請

人ととの接触機会をできる限り抑制するため、日常の社会生活を維持する上で不可欠な施設を除き、遊興施設、劇場、商業施設など一部の事業者の皆様に対して、**5月6日までの間、休業を要請**しています。よろしくご協力をお願いします。

休業要請に応じていない一部の遊技施設等の事業者には、営業しないよう強く要請します。

なお、休業要請に協力いただいた事業者の皆様に対し、県・市町が協調して、一定の経営継続支援金を支給します。

(2) 通勤削減等の一層の推進

人ととの接触機会を減らすため、在宅勤務（テレワーク）やTV会議などにより通勤を抑制し、「**通勤7割削減**」をお願いします。

また、職場へ出勤が必要な場合でも時差出勤、自転車通勤等の積極的な取組や、職場での「3つの密」の回避、換気の励行など、感染防止の徹底をお願いします。

県民のいのちと健康を守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご理解、ご協力を願います。

阪神・淡路大震災から一丸となって立ち向かってきた兵庫県だからこそ、この危機とともに立ち向かってまいりましょう。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸 敏三